



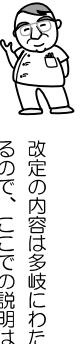


問・質問に



このコーナーは、皆さまからよくお聞きます
る質問を取り上げて解説するコーナーです。

**4月から診療報酬の改定がありましたが
医療費はまた上がつたのですか?
怒口の支払額は
増えるのでしょうか?**



改定の内容は多岐にわたりますので、以下での説明は診療所での、外来診療に関するものに限らせて頂きます(表1)。心配なく、医療費は上がりません。政府の発表では、本体部分(診療行為に関するもの)「プラス・マイナスゼロ改定」と言われております



有井悦子先生



有井小児科医院
京都市左京区一乗寺地蔵本町21の1
(〒606-8181)
TEL&FAX 711-8733

今回は、高野の交差点を北に上がったところにある、**有井小児科医院**におじゃましました。有井悦子先生は不登校などの相談なども受けでておられます

が、すでに3ヶ月先まで予約が入っているとのことです。
藤原 今日はお忙しいことに、お時間も頂きありがとうございます。まず少し先生の家庭のことをお伺いしてみようとしています。

有井 夫は肝臓専門の消化器外科医で長く京都大学に勤務しておりました。が、4年ほど前に東京医科歯科大学へ(単身)赴任いたしました。子どもは2人で、娘は臨床心理士を目指す大学院生で、私の診療を手伝ってくれています。息子は音楽と大学を両立しようとしています。

藤原 平成元年9月から開業とのことです。が、家庭との両立のことで苦労なことがあります。

有井 私は、家族というものはできれば一緒にいた方がいいと思っておりましたので、夫が転勤になつたら医院

をたたんで一緒に歩いてつもりでおりました。しかし転勤の話が出た時にはすでに開業して10年以上経っており、地域のみなさまとの繋がりも深く、開院することなど、ゆめゆめ考えられませんでした。(笑)。かつては仕事を家庭の両立に悩ましたが、子どもを育てたことで、相談に来られる方々のしつとしさ、より深く共感でき、今のお診療に大変役に立っています。

藤原 部屋の診療で心掛けておられるのは、何かあるでしょうか?

有井 子ども達やご家族の話をよくお聴きし、丁寧に診察をし、見通しを含めて、よくご説明し、安心して頂きたいと思っています。また子どもの病気の多くは自然治癒しますので、家庭での子どもの看病の仕方なども知つて頂くようにしております。ただ大変時間がかかり、最初の頃は午前と午後の診療がくつつてしまつて、休憩する時間もなく、身体をこわしました。

待ち時間短縮も兼ね問診票を使つてい

藤原 有井先生は、関西でも数少ない小児心身症の専門家です。

藤原内科からのお知らせ
保険証の確認にご協力下さい。(保険証のコピーでは受診できません。)
藤原内科では毎月保険証の確認をさせて頂いております。以前に受診されたことのある方でも、保険証が確認できない場合は、一旦全額をお支払い頂き、保険証を見せて頂いた時点で精算させてもらっております。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

傘のお忘れ物
すでに数本、お預かりしております。
お心当たりの方は怒口までお問い合わせ下さい。

るのですが、この書き方をスタッフがお示すするようにしています。そうすると、子ども達のどういったところに気をつけばよいのか、ご家族の観察力がつきます。その結果、早すぎず、遅すぎず、実際に絶妙のタイミングで受診して頂くよいチームワークが御家族と当方で築けます。

藤原 最後になりましたが、お母様方へのメッセージを一言。また他の科の先生方にも何がありますか。

有井 いろいろなご相談をお受けされることが多いのですが、御自分がはじめてよくやられているお母様方は、子どもそれを知らず知らずのうちに期待してしまわれます。がんばりすぎて親にゆとりがないと子ども達のしつとさ早く気付きにくくなります。そこで親ががんばりすぎないでいる、子ども達は相談する隙(すき)を見つけることができると思います。《ほほほちっこか》は、親にも子にも大事です。

それと他の科の先生方にお願いしたことですが、御家族にだけ病気のことと説明されるのではなく、子ども達も説明して下さればと思います。3歳位の子どもでも、例え話を使って説明すると、本当によくわかります。

藤原 今日はお忙しいといいながら、ありがとうございました。

談を希望されるのでしたら、まずはお電話をおかけになることをお勧めいたしました。

ですが、初診料がわずかに引き上げられましたものの、検体検査実施料(血液、喀痰、尿などによる検査)が約10%引き下げられるため、実質はマイナス改定になることは避けられない見通しです。つまり「プラス・マイナスゼロ改定」ということは、初診料を引き上げる分の財源を、検体検査実施料を引き下げる分などで穴埋めするということなので、実際はその分を開業医がかかることがあります。このあたりをもう少し詳しくお話しします。

大学病院などでは大半の検査は自院にある中央検査部で検査をします。したがって検査にかかる費用は、人件費(検査技師)と試薬(検査に使うお薬)、検査機器の維持費、などです。しかし開業医では大がかりな測定機器を導入することはできませんので、たいてい「外注」と言っています。検査測定会社に検査を委託します。したがって開業医は検査閑連の診療報酬(判断料+検査実施料)から、検査会社に委託料を支払い、その差額が医療機関の収入になつていています。ですから検査料が下がった分、委託料も下がれば、その差額は変わらないはずですが、検査会社も

表1. 2004年診療報酬改定(外来診療に関する主なもの)

初診料の改定(引き上げ)

診療所 270点→274点
病院 250点→255点

特定疾患処方管理加算

特定疾患に対する薬剤 28日以上45点(月1回を限度) ←(新設)
特定疾患に対する薬剤 28日未満15点(月2回を限度)
特定疾患以外の薬剤(期限なし) 15点(月2回を限度)*

*特定疾患(高血圧症など)で通院中に風邪を引いて、風邪薬だけをもらった場合でも、特定疾患処方管理加算が加算されます。

検体検査判断料・実施料

検体検査判断料 2点~5点の引き上げ
検体検査実施料 約10%(10点~40点)の引き下げ

競争が激しく、委託料はあまりきりのないままですむに下がっていますから、検査料が下がつても、委託料の値引はほとんどなく、結局その差額が減る(=医療機関の収入が減る)だけになってしまいます。

皆様に関係があるものとして、特定疾患処方管理加算が一部改定されました。これは高血圧症、糖尿病などが厚生労働大臣が認める特定疾患を診療し、お薬を処方した場合に加算として認められているのですが、現行1回15点(50円)、月に2回まであります。但し、3月1日に28日分処方し、同月の29日にさりに28日分処方したとしても、45点×2とはなりません、45点のままであります。

で、あつたものが、今回28日以上の処方をした場合、月に1回限り、45点が算定できます。ただし、3月1日に28日分処方し、同月の29日にさりに28日分処方したとしても、45点×2とはなりません、45点のままであります。

じないです第15号の表紙で、投票の問題に触れましたが、今回の改定で配慮はなされたものの、診療回数が1回減る毎に400円の減収であったものが、わずかに30点(300円)増えたのみで、約370円の減収になつたに過ぎません。

皆様の窓口での支払いは、むづりん、お一人お一人の診療内容によつて異なりますが、例えば高血圧症で通院されている方で、長期投薬をしている場合、この300円分の3割、90円の負担増になります。血液検査を受けた場合だと、逆に若干支払いが減ると思われます。医療機関にとって、大変厳しい時代になりましたが、藤原内科は経営状況が許す限り、皆様の便宜を優先し治療に当たりたいと考えております。皆様のさらなるご支援をお願いする次第です。